

三井住友・米国ハイ・イールド 債券ファンド (為替ノーヘッジ型/年1回決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <http://www.smam-jp.com>

お客さま専用フリーダイヤル: 0120-88-2976

[受付時間] 営業日の午前9時~午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

お知らせ

当ファンドは、2018年7月11日現在の受益者を対象として繰上償還の手続きを実施します。お申込みに際しては、本書10ページ「追加的記載事項②」をご覧ください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2018年4月27日現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	6兆4,231億円(2018年4月27日現在)

商品分類

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	債券

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 (低格付債)))	年1回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年7月9日に関東財務局長に提出しており、2018年7月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、実質的に、主として米国のハイイールド債に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 米国のハイイールド債中心に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ファンド・オブ・ファンズ方式の運用により、実質的に、BB～B格相当の米国の債券を中心に投資を行います。

2 債券運用において高い専門性を有するPIMCOグループのノウハウを活用します。

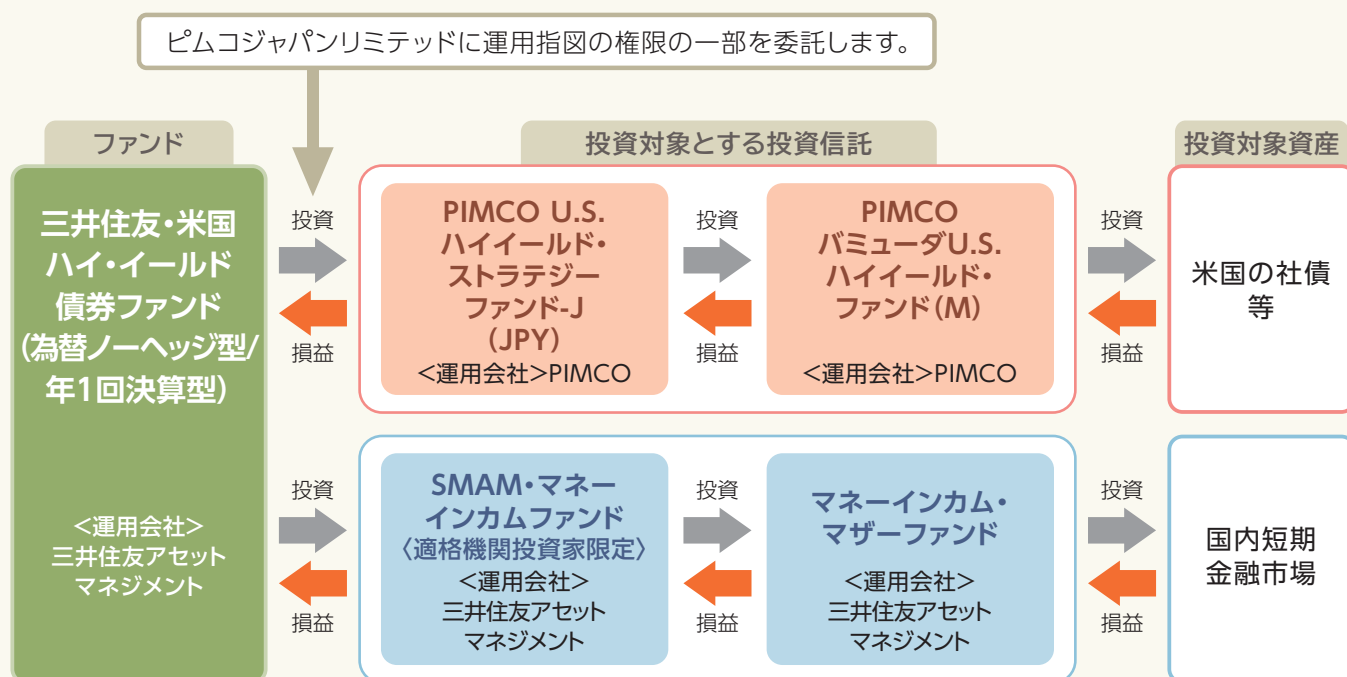
■当ファンドの運用指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
 なお、当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（米国）（略称：PIMCO）が運用を行います。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

3 実質的に組み入れる外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンド-J (JPY)の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、米国の社債等となります。

ハイイールド債とは

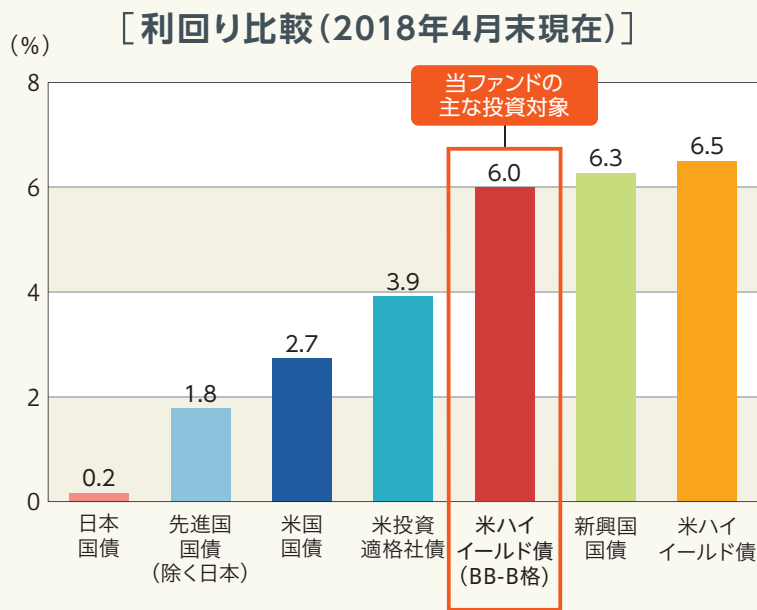


ハイイールド債とは、格付けがBB格相当以下の債券をいいます。

一般的にハイイールド債は、投資適格債券(BBB格相当以上)に比べて、債務の返済能力が相対的に劣り、利息や元本の支払いが停滞したり、支払われなくなるリスクが高い分、利回りは相対的に高くなっています。

▶ハイイールド債の利回り

■米ハイイールド債の魅力は、相対的に高い(High)利回り(Yield)です。



＜ご参考＞

当ファンドが投資対象とする投資信託のポートフォリオ概況(2018年4月末現在)

最終利回り(%)	5.9
デュレーション(年)	4.1
平均格付け	BB-

(注1)デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。この数値が大きいほど、金利の変動に対する債券価格の変化率が大きくなります。

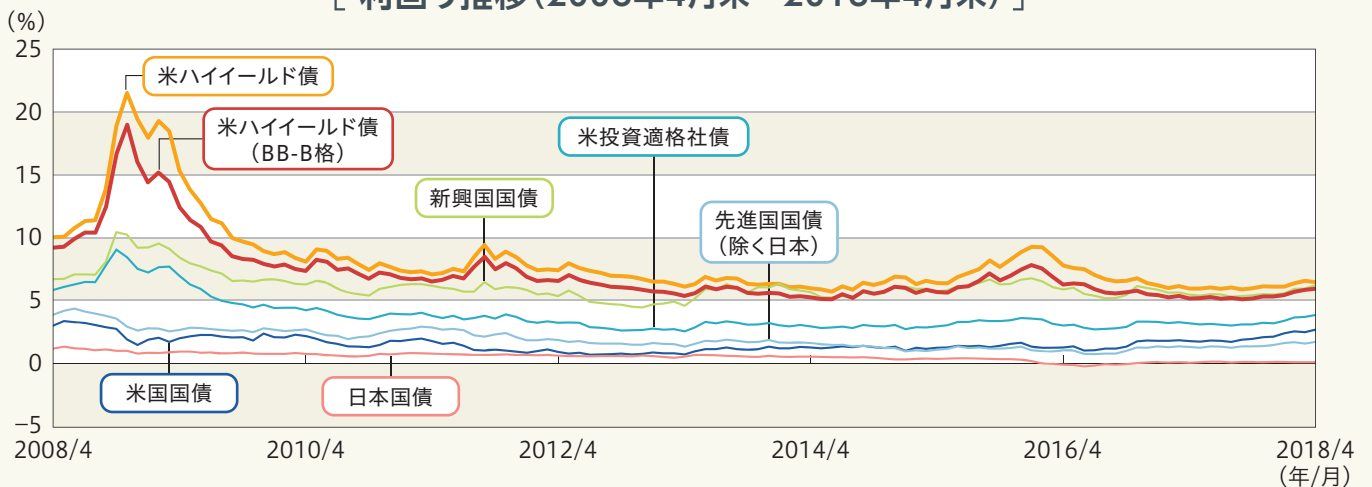
(注2)上記は、当ファンドの実質組入銘柄の数値を加重平均した値です。

(注3)平均格付けは、当ファンドにかかる信用格付けではありません。

(出所)ピムコジャパンリミテッドのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

■米ハイイールド債は先進国の国債などに比べ高い利回りとなっています。2009年春以降、市場が落ち着きを取り戻すにつれその差は縮小してきましたが、依然魅力的な水準となっています。

[利回り推移(2008年4月末～2018年4月末)]



(注)「米ハイイールド債」はICE BofAML US High Yield Index、「新興国国債」はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル、「米ハイイールド債(BB-B格)」はICE BofAML BB-B US High Yield Index、「米投資適格社債」はブルームバーグ・バークレイズ・米国社債インデックス、「米国国債」はFTSEアメリカ国債インデックス、「先進国国債(除く日本)」はFTSE世界国債インデックス(除く日本)、「日本国債」はFTSE日本国債インデックスの各最終利回りを使用。

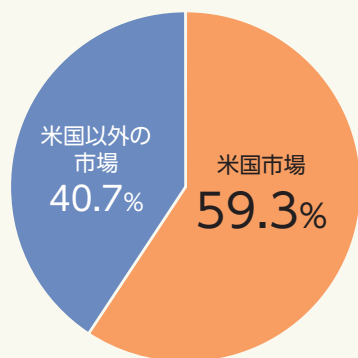
(出所)FactSet, ICE Data Indices, LLCのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは上記指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

▶ハイイールド債の市場

[ハイイールド債の市場別時価総額比率 (2018年4月末現在)]



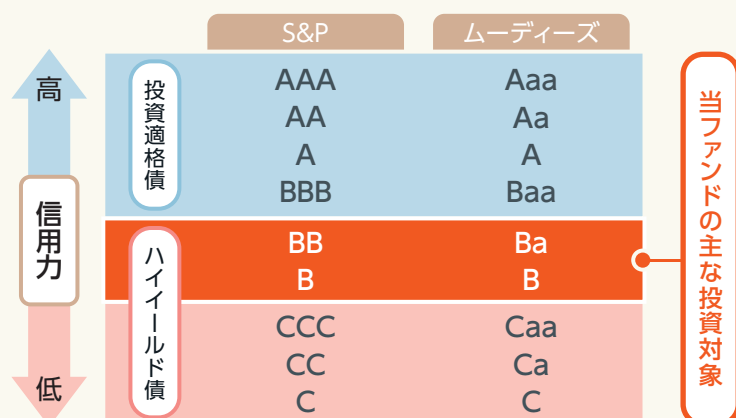
■米ハイイールド債市場は、世界のハイイールド債市場の約60%を占める大きな市場です。

(注)「米国市場」はICE BofAML US High Yield Indexの時価総額、「米国以外の市場」はICE BofAML Global High Yield Indexの時価総額から「米国市場」を控除して算出。

(出所) FactSet, ICE Data Indices, LLCのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

▶ハイイールド債のリスク

[信用格付け]

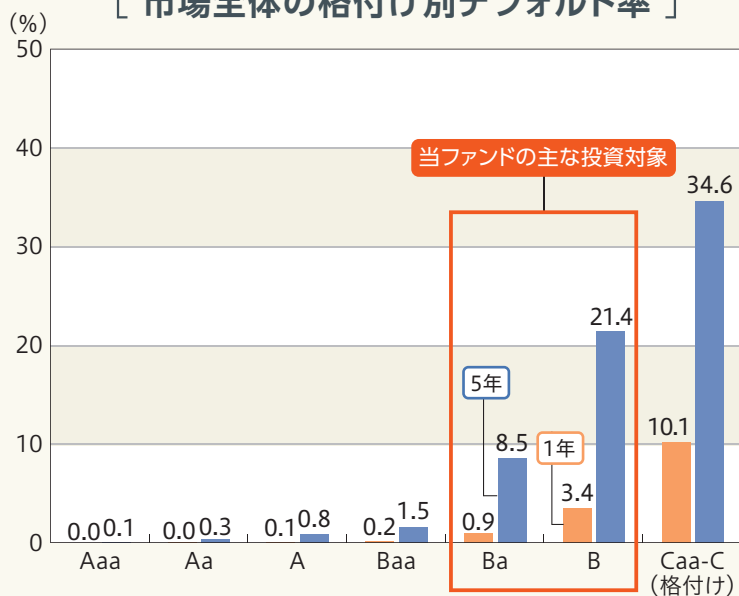


■一般的に、ハイイールド債 (BB/Baa格相当以下) は、投資適格債 (BBB/Baa格相当以上) に比べ、元本や利息の支払いが定められた通りに行われないリスクが高く、信用力が低いことから、相対的に高い利回りで取引されています。

(注1) S&P、ムーディーズは、代表的な格付機関。

(注2) 格付記号は長期債務格付け。

[市場全体の格付け別デフォルト率]



■ハイイールド債の中でも、格付けによりデフォルト率に大きな格差が見られます。

B格はC格と比較すると一般的にデフォルト率は低い傾向にあります。



デフォルトとは

債券の元本や利息の支払いが定められた通りに行われないことを指します。

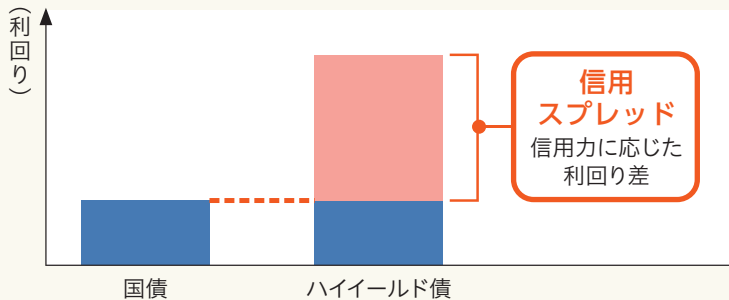
(注) データは1983年～2017年の累積デフォルト率 (発行体ベース)。

(出所) ムーディーズのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

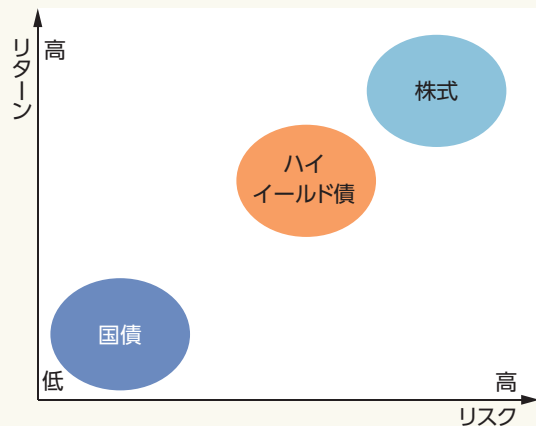
[信用スプレッド]



※上記はハイイールド債の信用スプレッドを説明するためのイメージです。

■安全資産(国債)との利回り差を信用スプレッドと言います。社債の発行体の信用力が高いとスプレッド(利回り差)は縮小し、信用力が低いとスプレッド(利回り差)は拡大します。

[資産別 リスク/リターン イメージ図]



※上記はイメージであり、市況動向等により実際とは異なる場合があります。

[(ご参考)ハイイールド債と株式のパフォーマンス推移]



(注1) データは1989年12月末～2018年4月末。

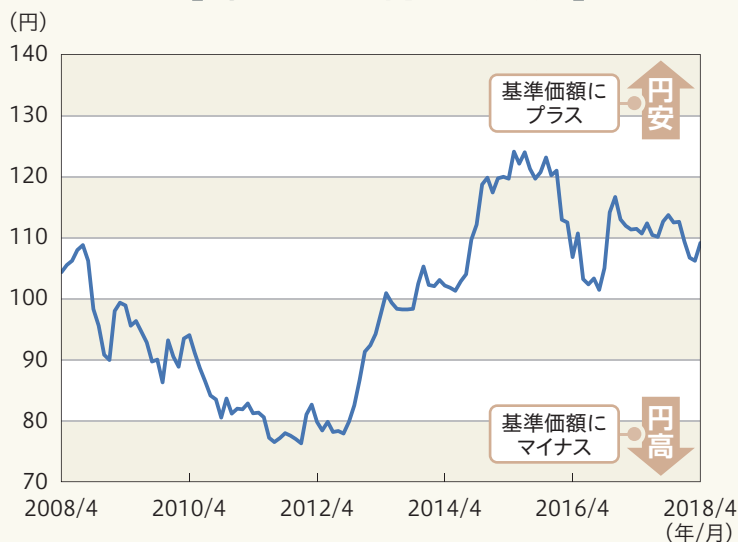
(注2) 「米ハイイールド債」はICE BofAML US High Yield Index、「米国株式」はS&P500インデックス(配当込み)を使用。

(出所) FactSet, ICE Data Indices, LLCのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは上記指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

為替レートの推移

[米ドルの対円為替推移]



■外貨建資産に対しては、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。

■米ドルの対円為替レートは、2012年10月以降は円安傾向となりました。2016年に入ってから9月にかけて円高が進行しましたが、その後は円高が修正される動きとなりました。

(注) データは2008年4月末～2018年4月末。

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

投資対象とする外国投資信託の投資顧問会社について

〔パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO) の概要〕

設立等	債券専門の運用会社として1971年に設立 米国最大級の債券ファンドを運用
運用チーム	外国投資信託の運用は、ハイイールド債券 運用チームが担当
拠点	米国をはじめ東京、シドニー、シンガポール、 ロンドン、ミュンヘン、香港、リオデジャ ネイロ等に拠点を設けグローバルにビジ ネスを展開。拠点数は世界に12カ所
従業員数	約2,260名(うち運用担当者 約240名)
運用資産残高	約1.77兆米ドル(約188兆円、2018年3月 末現在、関係会社受託分を含む)

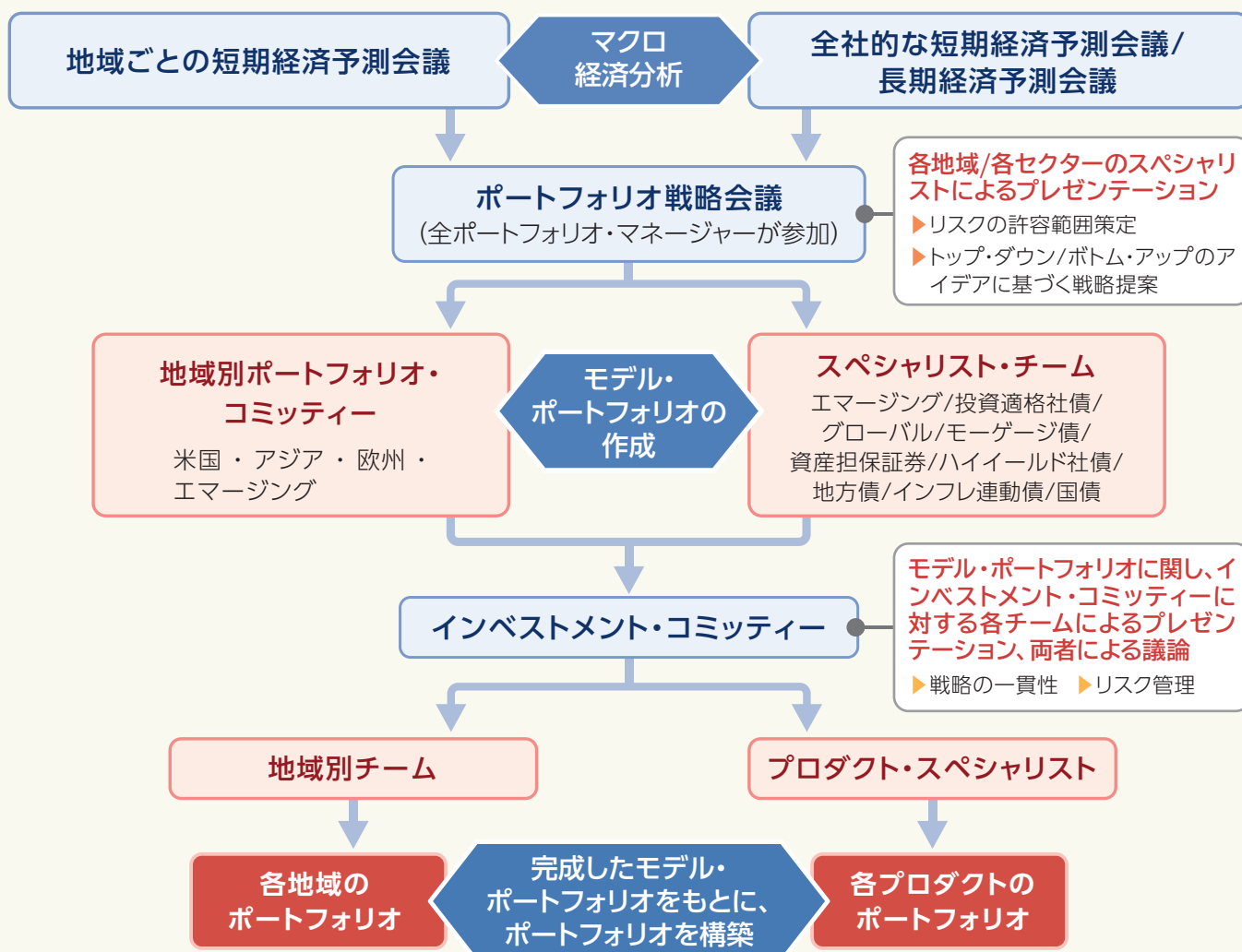
(注) 1米ドル=106.35円で換算

〔ピムコジャパンリミテッドの概要〕

設立等	PIMCOのグローバル拠点の1つとして 1997年に設立 投資運用業等を営み、国内の証券投資 信託、年金基金、機関投資家等に対し 運用サービスを提供
従業員数	約90名
運用資産残高	約1,229億米ドル (約13.1兆円、2018年3月末現在)

(注) 1米ドル=106.35円で換算

〔PIMCOの運用プロセス〕



(出所)ピムコジャパンリミテッドのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記の運用プロセスは2018年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年10月12日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

追加的記載事項①

■投資対象とする投資信託の投資方針等

▶ PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンド-J (JPY)

形態	バミューダ籍外国投資信託(円建て)
主要投資対象	[PIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド(M)]受益証券
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● [PIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド(M)]受益証券を主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指しつつ、トータルリターンを最大化を目指します。 ● 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
ベンチマーク	ICE BofAML BB-B US High Yield Index(円ベース、ヘッジなし)
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ● デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
決算日	年1回、原則として毎年10月31日
分配方針	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行う方針です。
運用報酬	ありません。
管理およびその他の費用	取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

ファンドの目的・特色

▶SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>

形態	国内籍投資信託										
主要投資対象	マネーインカム・マザーファンド受益証券										
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。										
ベンチマーク	ありません。										
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。 										
決算日	原則として毎年4月13日(休業日の場合は翌営業日)										
信託報酬	<p>各月の最終営業日の翌日から翌月の最終営業日までの信託報酬率は、当該各月の最終5営業日における無担保コール翌日物レート(年率)の平均値(当該平均率)に応じ、次に掲げる率となります。なお、信託報酬率は月次で見直されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該平均率の水準</th> <th>信託報酬率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該平均値が0.25%未満の場合</td> <td>当該平均値に0.4を乗じた率(下限は0%)</td> </tr> <tr> <td>当該平均値が0.25%以上0.50%未満の場合</td> <td>年0.1%</td> </tr> <tr> <td>当該平均値が0.50%以上1.00%未満の場合</td> <td>年0.14%</td> </tr> <tr> <td>当該平均値が1.00%以上の場合</td> <td>年0.18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記信託報酬率は税抜き</p>	当該平均率の水準	信託報酬率	当該平均値が0.25%未満の場合	当該平均値に0.4を乗じた率(下限は0%)	当該平均値が0.25%以上0.50%未満の場合	年0.1%	当該平均値が0.50%以上1.00%未満の場合	年0.14%	当該平均値が1.00%以上の場合	年0.18%
当該平均率の水準	信託報酬率										
当該平均値が0.25%未満の場合	当該平均値に0.4を乗じた率(下限は0%)										
当該平均値が0.25%以上0.50%未満の場合	年0.1%										
当該平均値が0.50%以上1.00%未満の場合	年0.14%										
当該平均値が1.00%以上の場合	年0.18%										
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。										
申込手数料	ありません。										
信託財産留保額	一部解約時に0.01%										
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社										
受託会社	三井住友信託銀行株式会社										
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。										

追加的記載事項②

■繰上償還手続きの実施について

当ファンドは2013年11月の設定以来、受益権の残存口数が10億口を下回る状態が継続しており、今後も受益権口数の増加が見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が懸念されるため、繰上償還することが受益者の皆さまに有利であるとの判断から、信託約款の規定に従い、繰上償還する予定です。

この繰上償還は、2018年7月11日現在の受益者による書面決議によるものとします。

2018年8月13日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2018年8月27日をもって繰上償還を行います。

なお、2018年7月10日以降に、当ファンドの購入申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はございません。

当ファンドの購入申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。



価格変動リスク

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

派生商品リスク…派生商品の価格の下落は、基準価額の下落要因です

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。



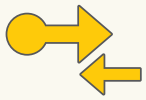
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

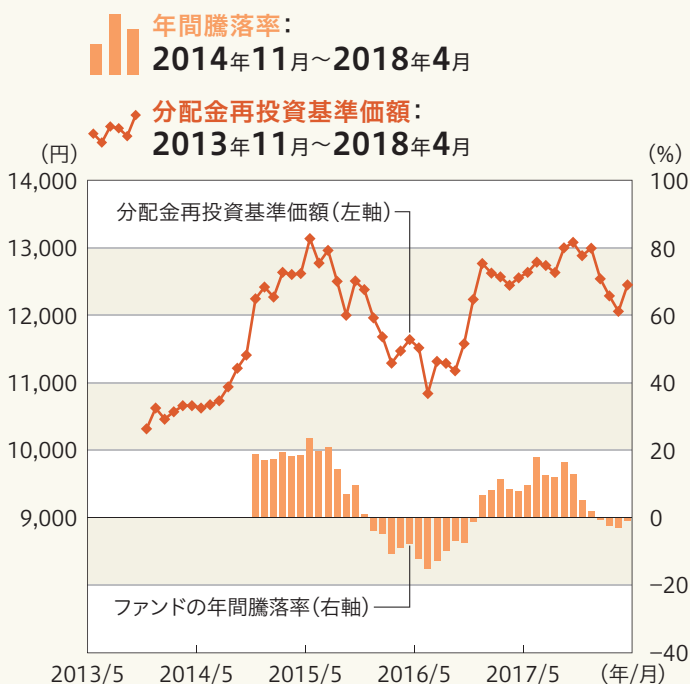
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

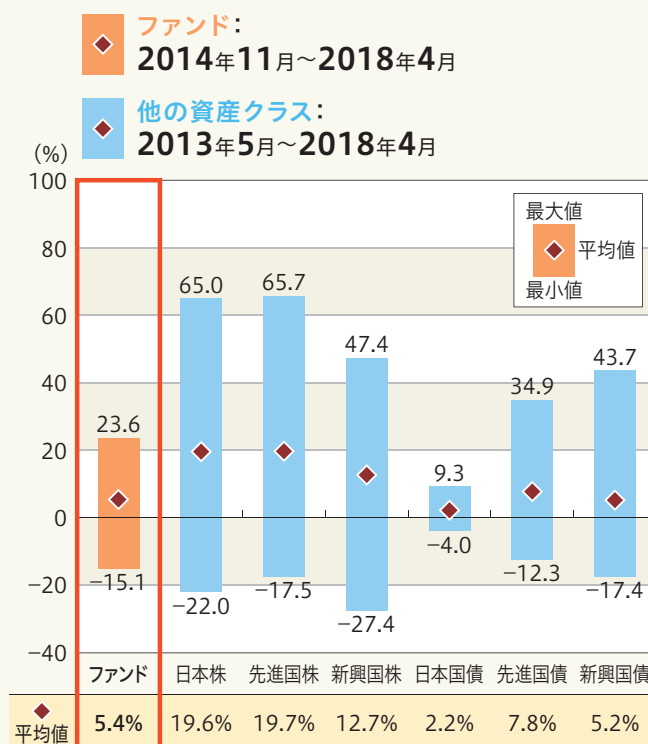
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

運用実績

基準日:2018年4月27日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2017年10月	0円
2016年10月	0円
2015年10月	0円
2014年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
投資信託受益証券	パミューダ	99.07
	日本	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.92
合計(純資産総額)		100.00

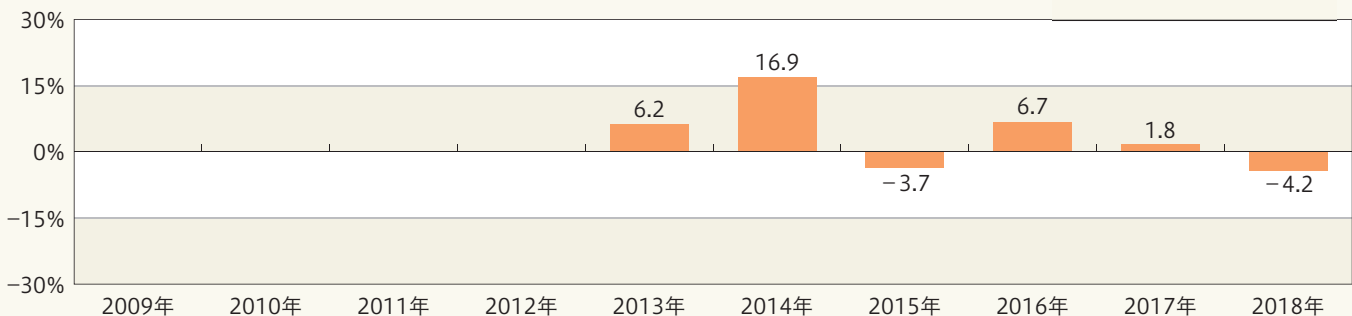
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率 (%)
パミューダ	投資信託受益証券	PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンド-J(JPY)	99.07
		SMAM・マネーインカムファンド <適格機関投資家限定>	0.01
日本	投資信託受益証券		

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2013年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2013年11月12日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2018年のファンドの収益率は、年初から2018年4月27日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購 入 代 金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金時

換 金 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.3%)を差し引いた価額となります。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2018年7月10日から2019年1月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 ※2018年8月13日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、購入の申込みは2018年8月23日までとなります。
申 込 不 可 日	ニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
換 金 制 限	—
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間	2013年11月12日から2028年10月12日まで ※2018年8月13日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、2018年8月27日までとなります。
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回る事となったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (http://www.smam-jp.com) に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「米ハイ無年1」として掲載されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2018年4月27日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 なお、当ファンドは、2018年8月13日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、2018年8月27日をもって償還となるため、NISAおよびジュニアNISAの非課税枠をご利用頂ける期間が短いことにご留意ください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金時: 1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>ファンドの純資産総額に年1.7172% (税抜き1.59%)の率を乗じた額が毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.85%</td> <td>ファンド運用の指図等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.7%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.04%</td> <td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。 ※委託会社の報酬には、ファンドの運用に関する権限の一部の委託先への報酬(年0.648%(税抜き0.6%))が含まれております。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.85%	ファンド運用の指図等の対価	販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.04%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容												
委託会社	年0.85%	ファンド運用の指図等の対価												
販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価												
受託会社	年0.04%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
	投資対象とする投資信託	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資信託においては信託報酬はありません。 SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>においては信託報酬がかかります。(組入評価額に対し最大年0.1944%(税抜き0.18%)程度) <p>※ただし、ファンドは外国投資信託を高位に組み入れるため、SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>の信託報酬がファンドの実質的な負担に与える影響はほぼありません。</p>												
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 年1.7172% (税抜き1.59%)程度												
その他の費用・手数料		上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。												

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	--

※上記は、2018年4月27日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、2018年8月13日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、2018年8月27日をもって償還となるため、NISAおよびジュニアNISAの非課税枠をご利用頂ける期間が短いことにご留意ください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

資産形成なら **SMAM** 

Sumitomo Mitsui Asset Management